

# 仕 様 書

平岸霊園階段手摺取替業務の内容等については、以下のとおりとし、併せて札幌市（以下「委託者」という。）と本業務の委託を受ける者（以下「受託者」という。）との間に必要な事項を定める。

## 1 業務施行場所及び検査場所

平岸霊園（札幌市豊平区平岸 5 条 15 丁目）

## 2 業務内容（別紙 1「位置図」及び別紙 2「現況写真」参照）

平岸霊園の納骨堂へ続く階段について、手摺が劣化していることから、安全性を確保するため、同手摺を取り替える。

品 名・作 業	規 格	数 量
笠木	三協アルミ・PR1K-20E (BD) (※)	14 本
支柱	三協アルミ・PR1KP-08M-C (BD) (※)	21 本
既存手摺撤去		25m
取付工		一式
コア抜き工	130Φ	22 箇所
発生材処分運搬		一式

※ 同等品で参加する場合は、事前に担当課まで本仕様書の規格を満たしていることがわかる書類（カタログ等）を提出し、担当課の確認を受けること。

## 3 業務実施期間

令和 4 年 5 月 9 日（月）から令和 4 年 9 月 30 日（金）までとする。

なお、墓参者の増加が見込まれるお盆期間（令和 4 年 8 月 6 日（土）～同月 17 日（水））及びお彼岸期間（令和 4 年 9 月 23 日（金）～同月 25 日（日））は霊園内での作業を中止すること。

## 4 業務完了届等

受託者は、当該業務を完了したときは、遅滞なく、業務完了届（様式 9）及び施行前後の写真を委託者に提出しなければならない。

## 5 環境負荷の低減

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

(2) 環境に負荷の少ない車両を使用すること。

ア 急発進、急加速、空ふかしをせず、エコドライブの推進に努めること。

イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。

ウ 不要な荷物、遊具類を積まないこと。

- (3) アイドリングストップを徹底するなど、燃料の節約に努めること。
  - ア 駐停車する場合には、エンジンを止めること。
  - イ 必要以上の暖機運転及び冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。
  - ウ 環境保全の観点から、車両の点検・整備を日常的に実施すること。
- (4) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
  - ア ごみ分別の徹底を図ること。
  - イ 廃棄物の適正処理に努めること。
- (5) 業務で使用する機器、商品及び材料等については、極力環境に配慮したものをを使用すること。
  - ア 機器等については、低騒音型のものを使用すること。
  - イ 環境保全の観点から、点検・整備を日常的に実施すること。

## 6 諸法規の遵守

受託者は、業務の施行にあたり、建設業法、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法、労働災害補償保険法、公害対策基本法、農薬取締法、道路交通法等の諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の運用は、受託者の負担と責任において行わなければならない。

## 7 休日又は夜間における業務

業務実施の都合上、休日又は夜間に業務を必要とする場合は、あらかじめ業務員の承諾を得なければならない。

## 8 作業に係る注意事項

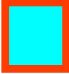
- (1) 契約を締結した後、業務実施前に担当課と事前に打ち合わせをすること。
- (2) 作業開始時には委託者に対し、事前に連絡を行うこと。
- (3) 墓地内外施設及び墓碑等に損害を与えないこと。
- (4) 墓地内施設若しくは墓碑等に損害又は異常がある場合は、適宜報告すること。
- (5) 著作権、印刷物及び提出された原稿に係る権利は札幌市に帰属すること。
- (6) 設置場所の詳細な図面は契約締結後、担当課より受任者へ受け渡すこと。
- (7) 製作・設置方法に疑義が生じた場合は担当課と相談すること。
- (8) 業務遂行上知り得た秘密については、他人に漏らさないこと。
- (9) 作業を実施するにあたり、近隣の墓及び施設を傷つけないよう養生を行うこと。  
なお、墓等を損傷させた場合は、受託者の責において修復すること。

## 9 協議

前記業務内容に疑義が生じた場合、その他業務上必要な事項は、委託者受託者両者協議の上、これを決定するものとする。

お問い合わせ先：札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19 3 階  
札幌市保健所生活環境課墓園管理係  
電話 616-2855

# 平岸霊園階段手摺取替業務

 業務履行箇所

家之區

札幌市平岸霊園

